

電力調達仕様書（高圧）

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、次に掲げる需要場所で使用する電力の調達について適用する。

(2) 需要場所

- ・ 札幌駅前通地下歩行空間（大通西 3 丁目～北 3 条西 4 丁目）
（供給地点特定番号 01-1033-0100-3032-7500-4000）
- ・ 西 2 丁目地下歩道（大通西 1 丁目～北 1 条西 2 丁目）
（供給地点特定番号 01-1033-0100-3991-0000-4000）

(3) 用途

照明、昇降機、換気用動力 他

2 調達仕様

(1) 供給電気方式等

ア 供給電気方式

交流 3 相 3 線式

イ 供給電圧（標準電圧）

6,000V

ウ 標準周波数

50Hz

エ 受電方式

2 回線受電（常用線及び予備電源）

オ 予備電源

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける。

なお、常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける方式とする。

(2) 直近の契約電力（最大使用電力）及び予定使用電力量

ア 直近の契約電力

(ア) 常用線

- ・ 札幌駅前通地下歩行空間 377kW
- ・ 西 2 丁目地下歩道 40kW

(イ) 予備電源

常用線に同じ

イ 予定使用電力量

- ・ 札幌駅前通地下歩行空間 1,739,339kWh

- ・ 西 2 丁目地下歩道 158,997kWh

(3) 供給電気の種類（再生可能エネルギー比率）

1-(2)に記載する需要場所のうち、「札幌駅前通地下歩行空間」については以下の条件とする。

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給するものとし、その電気は再生可能エネルギー比率 100%とする。

（参照：別紙 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要」

<https://www.there100.org/technical-guidance>）

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面で提出するものとする。

（参照：別紙 2 「特定電源割当証明書様式」）

(4) 調達期間

令和 6 年 10 月 1 日 0 時から令和 7 年 9 月 30 日 24 時まで

(5) 需給地点

北海道電力ネットワーク株式会社より引込みの札幌市の区分開閉器電源側接続点。

なお、配電塔番号等は託送サービスセンターに確認のこと。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(8) 力率

力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。

力率の単位は、パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位を四捨五入とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100 パーセントとする。）

(9) その他

ア 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整については、北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件（適用期間を含む）によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

イ 契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、北海道管内の一般送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。

ウ 入札価格の算定にあたっては、力率は 100%とし、燃料費調整、市場価格調整及び離島ユニバーサルサービス調整に係る金額、並びに再生可

能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

エ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。

オ 再生可能エネルギー電気の確認資料として、受注者は供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率を確認できる資料として、別紙 2「特定電源割当証明書」を半期ごとに 1 回、できるだけ速やかに発注者に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙 2「特定電源割当証明書」提出後に受注者との協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が再生可能エネルギーの定義を満たしていない場合、小売電気事業者は、再生可能エネルギーの定義を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

3 添付資料

- ・ 過去の月別使用電力量（実績）
- ・ 月別予定使用電力量

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入
7. その他の方法

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023->

[02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf](https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf)

特定電源割当証明書(年●半期分)

年 月以下の通り札幌市に電力を供給したことをここに証する。また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、札幌市に移転したこと、及びいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

【供給期間】

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

【供給元電源情報】

供給元発電所	
発電方法	
住所	
割当電力量	

【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

供給元発電所	〇%(供給電力量〇kWのうち再エネ由来は〇kW)
--------	--------------------------

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳(〇月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

(資料)

**札幌駅前通地下歩行空間で使用する業務用電力の
令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月の月別使用電力量(実績)**

使用月	契約電力 (kW)	最大需要 電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)		
					平日	休日
令和 5 年 1 月	391	358	100	155,035	—	—
令和 5 年 2 月	391	350	100	140,933	—	—
令和 5 年 3 月	391	341	100	145,618	—	—
令和 5 年 4 月	391	293	100	129,578	—	—
令和 5 年 5 月	391	278	100	132,350	—	—
令和 5 年 6 月	391	341	100	130,025	—	—
令和 5 年 7 月	391	362	100	153,470	—	—
令和 5 年 8 月	374	374	100	173,249	122,879	50,370
令和 5 年 9 月	374	350	100	160,404	106,841	53,563
令和 5 年 10 月	374	288	100	132,960	90,444	42,516
令和 5 年 11 月	374	324	100	131,503	88,208	43,295
令和 5 年 12 月	374	358	100	154,214	105,725	48,489
合計				1,739,339		

注) 各月の実績は、当月 1 日から当月の末日までのものである。

※ 令和 5 年 7 月まで電気最終保障供給契約のため平日・休日の区別がない。

(資料)

**札幌駅前通地下歩行空間で使用する業務用電力の
令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月の月別予定使用電力量**

使用月	契約電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)		
				平日	休日
令和 6 年 10 月	377	100	132,960	90,444	42,516
令和 6 年 11 月	377	100	131,503	88,208	43,295
令和 6 年 12 月	377	100	154,214	105,725	48,489
令和 7 年 1 月	377	100	155,035	95,021	60,014
令和 7 年 2 月	377	100	140,933	90,600	50,333
令和 7 年 3 月	377	100	145,618	93,947	51,671
令和 7 年 4 月	377	100	129,578	86,385	43,193
令和 7 年 5 月	377	100	132,350	76,848	55,502
令和 7 年 6 月	377	100	130,025	91,018	39,007
令和 7 年 7 月	377	100	153,470	108,914	44,556
令和 7 年 8 月	377	100	173,249	122,879	50,370
令和 7 年 9 月	377	100	160,404	106,841	53,563
合計			1,739,339	1,156,830	582,509

注)

- 基本料金算定において力率を用いる場合は、上記表の当該月の力率に基づいて計算すること。
- 電力量については、予定使用電力量であり、実際の使用電力量を保証するものではない。
- 力率についても、予定使用力率であり、実際の使用力率を保証するものではない。
- 契約電力についても、予定契約電力量であり、実際の契約電力を保証するものではない。
- 休日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日をいう。
- 平日とは、休日以外の日をいう。

(資料)

**西 2 丁目地下歩道で使用する業務用電力の
令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月の月別使用電力量(実績)**

使用月	契約電力 (kW)	最大需要 電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)		
					平日	休日
令和 5 年 1 月	43	31	95	14,981	—	—
令和 5 年 2 月	43	43	95	13,498	—	—
令和 5 年 3 月	41	28	95	13,241	—	—
令和 5 年 4 月	41	25	95	11,923	—	—
令和 5 年 5 月	41	34	99	12,608	—	—
令和 5 年 6 月	41	26	100	12,741	—	—
令和 5 年 7 月	41	31	100	13,463	—	—
令和 5 年 8 月	43	29	100	14,227	10,118	4,109
令和 5 年 9 月	43	35	100	13,663	9,157	4,506
令和 5 年 10 月	43	26	100	12,994	8,866	4,128
令和 5 年 11 月	43	40	96	12,232	8,233	3,999
令和 5 年 12 月	43	29	94	13,426	9,147	4,279
合計				158,997		

注) 各月の実績は、当月 1 日から当月の末日までのものである。

※ 令和 5 年 7 月まで電気最終保障供給契約のため平日・休日の区別がない。

(資料)

**西 2 丁目地下歩道で使用する業務用電力の
令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月の月別予定使用電力量**

使用月	契約電力 (kW)	力率 (%)	電力量 (kWh)		
				平日	休日
令和 6 年 10 月	40	100	12,994	8,866	4,128
令和 6 年 11 月	40	100	12,232	8,233	3,999
令和 6 年 12 月	40	100	13,426	9,147	4,279
令和 7 年 1 月	40	100	14,981	9,182	5,799
令和 7 年 2 月	40	100	13,498	8,677	4,821
令和 7 年 3 月	40	100	13,241	8,543	4,698
令和 7 年 4 月	40	100	11,923	7,949	3,974
令和 7 年 5 月	40	100	12,608	7,321	5,287
令和 7 年 6 月	40	100	12,741	8,919	3,822
令和 7 年 7 月	40	100	13,463	9,554	3,909
令和 7 年 8 月	40	100	14,227	10,118	4,109
令和 7 年 9 月	40	100	13,663	9,157	4,506
合計			158,997	105,666	53,331

注)

- 基本料金算定において力率を用いる場合は、上記表の当該月の力率に基づいて計算すること。
- 電力量については、予定使用電力量であり、実際の使用電力量を保証するものではない。
- 力率についても、予定使用力率であり、実際の使用力率を保証するものではない。
- 契約電力についても、予定契約電力量であり、実際の契約電力を保証するものではない。
- 休日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日をいう。
- 平日とは、休日以外の日をいう。